

# 交通費支給に関する規程

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

この規程は、岡山県相談支援専門員協会（以下「協会」という。）に対する交通費の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 適 用

この規程は、会則第5条の規定に定める正会員、賛助会員（以下「会員」という）に適用するものとする。

### 第3条 交通費手当

交通費手当は次に掲げる会員に対して支給する。

- (1) 理事、監事及び会長が必要と認めた会員で運営理事会開催時に出席する会員。
  - (2) 運営委員、理事、監事及び会長が必要と認めた会員で運営委員会開催時に出席する会員。
2. 交通費手当は1開催につき1,000円として支給する。
- (1) 交通費手当を支給される会員が何らかの理由で出席できなかった場合・その他の理由により出席しない時は、その回の交通費手当は支給しない。

### 第4条 雑 則

- (1) その他必要事項は、会長が定める。

この規程は、令和元年6月25日から施行する。

# 慶弔見舞金支給に関する規程

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

会員の慶弔または罹災および傷病のために通常活動ができない際にはこの規程によってそれぞれ見舞金、弔慰金を支給する。

### 第2条 範 囲

この規程で会員とは、岡山県相談支援専門員協会会則第5条に規定する正会員および賛助会員として加入している会員とする。

### 第3条 申請の手続き

本規程の支給対象の理由があるものについては、会員から事務局に申し出ること。

### 第4条 弔慰金

協会は、会員が死亡した場合は、次の基準により弔慰金ならびに生花を贈る。ただし、特殊事情により供花することができない場合は、区分に従い供花料を支給する。

区 分	弔慰金 (円)	供花料 (円)
正会員	10,000	5,000
賛助会員	5,000	

### 第5条 災害見舞金

会員が火災、水害、風震災、その他の災厄により住家、家財、事業所において損害を蒙った場合には、次の基準により見舞金を支給する。ただし、住家、家財、事業所の複数で被害があった場合であっても重複した支給は行わないこととする。

区 別	正会員	賛助会員
家屋等一部損壊・上浸水	5,000円	3,000円
家屋等半壊・半焼	10,000円	5,000円
家屋等全壊・全焼・全流失	15,000円	10,000円

## 第6条 その他

前各条に定める以外の事由や範囲外で慶弔金又は見舞金を贈る必要があると認めるときは、会長の決定によりその都度、贈ることとする。

この規程は、令和元年6月25日から施行する。